

Ⅶ 監査指導課の業務概要

平成16年4月組織改正により、県内5か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1 指導監査等業務の概要

- (1) 社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査
- (2) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び婦人保護施設）の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査
- (3) 認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査
- (4) 介護保険指定事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所等の実地指導

2 山武健康福祉センター監査指導課の所管区域

- (1) 山武健康福祉センター管内
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
- (2) 長生健康福祉センター管内
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- (3) 夷隅健康福祉センター管内
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町

3 指導監査等の実施状況等

(1) 指導監査等の実施状況

社会福祉法人等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和3年度の監査等の実施数は302、前年度比219%の増となったが、計画に対する実施率では51%となった。

これは、令和3年度及び前年度とも新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、県の方針により実施を見合わせたものが多いが、令和3年度は前年度に比べれば実施数が増えたためである。

(2) 主な指摘事項

令和3年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

- ・社会福祉法人については、運営管理に係るものとして、理事の欠員補充の遅延、評議員及び役員の就任承諾書の未徴収等、会計管理に係るものとして、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）と附属明細書の金額の不一致、経理規程の遵守等に関する事項である。
- ・社会福祉施設については、入所者に提供する入浴回数の確保、入所者預り金管理依頼書の未徴収等に関する事項である。
- ・保育施設については、施設サービスに関する掲示内容の不備、乳幼児の健康診断の未実施に関する事項である。

- ・ 有料老人ホームについては、職員の定期的な健康診断の未実施、金銭管理規程の未制定、重要事項説明書の未記入等に関する事項である。
- ・ 介護保険指定事業所については、利用者に対する重要事項説明書の未交付、個別支援計画書の未作成、同一建物減算の未処理での介護報酬請求等に関する事項である。
- ・ 障害福祉サービス事業所の主な指摘事項は、工賃の支払額の利用者への未通知、欠席時対応加算の記録不備での給付請求等に関する事項である。

表1 社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別		区分	令和3年度						
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率 (%) B/A	実施数 D	うち、実地 監査・指導	実施率 (%) D/B	
社会福祉法人等	社会福祉法人		45	29	64.4	8	8	27.6	
	1 社会福祉協議会		11	5	45.5	3	3	60.0	
	2 施設を営営するもの		29	21	72.4	4	4	19.0	
	第一種経営		23	19	82.6	3	3	15.8	
	第二種経営		6	2	33.3	1	1	50.0	
	3 施設を営営しないもの		5	3	60.0	1	1	33.3	
	児童福祉行政（市町村）		17	17	100	17	1	100	
	計		62	46	74.2	25	9	54.2	
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）		84	55	65.5	13	13	23.6	
	1 保護施設		1	1	100	0	0	0	
	2 老人福祉施設		68	39	57.4	9	9	23.1	
	3 児童福祉施設		6	6	100	3	3	50.0	
	内訳	障害児入所施設		1	1	100	0	0	0
		児童自立支援施設		—	—	—	—	—	—
		乳児院		2	2	100	1	1	50.0
		児童養護施設		3	3	100	2	2	66.7
		母子生活支援施設		—	—	—	—	—	—
		児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設）		—	—	—	—	—	—
	4 婦人保護施設		—	—	—	—	—	—	
	5 障害者支援施設		9	9	100	1	1	11.1	
	社会福祉施設（第二種）		1,274	494	38.8	264	197	53.4	
	1 保育所		63	63	100	63	16	100	
	2 幼保連携型認定こども園		13	13	100	13	2	100	
	3 認可外保育施設		38	38	100	38	29	100	
	4 有料老人ホーム		72	44	61.1	34	34	77.3	
	うちサービス付高齢者向け住宅		14	7	50.0	5	5	71.4	
	5 介護保険指定事業所		654	181	27.7	70	70	38.7	
	6 指定障害福祉サービス事業所		352	126	35.8	36	36	28.6	
7 指定障害児通所支援事業所		66	25	37.9	10	10	40.0		
8 指定児童発達支援センター		—	—	—	—	—	—		
9 指定一般相談支援事業所		16	4	25.0	0	0	0		
	計		1,358	549	40.4	277	210	50.5	
	合計		1,420	595	41.9	302	219	50.8	

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を営営するもの。

※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を営営するもの。

※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。